

成田空港の更なる機能強化に関する 見直し案について

成田国際空港株式会社

2017年 6月



Narita Airport

Connecting Japan to the World

1. 夜間飛行制限の緩和に関する見直し案について
2. 騒音コンターについて
3. 環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)
 - 前回四者協議会提案からの変更点のまとめ -
4. 空港の機能強化に向けた今後の流れ

1. 夜間飛行制限の緩和に関する見直し案について

1.1 運用時間について

地域からの要望を踏まえつつ、成田空港の国際競争力の確保と地域住民の生活環境の保全の両立を図る観点から、飛行経路下における静穏時間を6時間確保できるよう配慮して、以下の見直しを行う。

【C滑走路供用までの当面の間】

- **A滑走路において、先行して追加の防音工事等環境対策を講じつつ、3時間の延長案を改め1時間延長し、運用時間を6時から0時までとする。**（ただし、0時から0時30分までの30分間は弾力的運用※を行う。）
- **2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までに実施する。**

【C滑走路供用後】

- **滑走路別に異なる運用時間を採用する「スライド運用」を導入し、飛行経路下における6時間の静穏時間を確保した上で、空港全体としての運用時間は5時から0時30分までとする。**（ただし、0時30分から1時までの30分間は弾力的運用を行う。）

※ やむを得ない事由により通常の運航に影響を及ぼすこととなった航空機に限って離着陸が認められる制度

C滑走路供用までの当面の運用

〔B滑走路は現状どおり〕

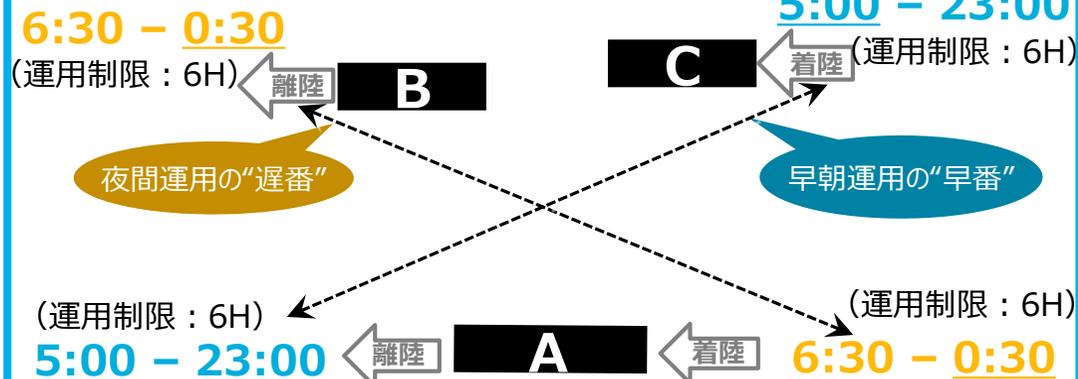


〔A滑走路は1時間延長・便数制限廃止〕

※ 0:00~0:30は弾力的運用

滑走路別に異なる運用時間を採用する「スライド運用」(C滑走路供用後)

北風時の例 (南風時には離陸と着陸が逆になる)



※ 0:30~1:00は弾力的運用
なお、騒音影響平準化のため、定期的に「早番」「遅番」を入れ替える。

1. 夜間飛行制限の緩和に関する見直し案について

1.2 夜間飛行制限の緩和に伴う環境面への配慮について

- 地域住民からのご意見等を踏まえて、これまで提案している深夜早朝対策に以下の環境対策を追加する。

①内窓等の追加防音工事の充実

騒音下世帯における家族全員の安眠を確保するため、以下の対策を行う。

- 「寝室」であれば現に居住する家族の人数分の部屋に対し内窓を設置するとともに、内窓設置の効果を最大限発揮させるため、壁・天井の防音工事が行われていない場合には、一定の限度額の範囲内で、壁・天井の防音工事を行う。
- A滑走路側については、当面の夜間飛行制限の緩和を踏まえ、内窓等の追加防音工事を先行的かつ集中的に実施するとともに、生活環境保全の観点から、現状の対策区域（横風用滑走路を前提とした区域を除く。）を維持する。

②深夜早朝における運航機材の制限

- 運用時間を延長することとなる5時台及び23時以降の時間帯に運航する航空機については、低騒音機※に限定する。

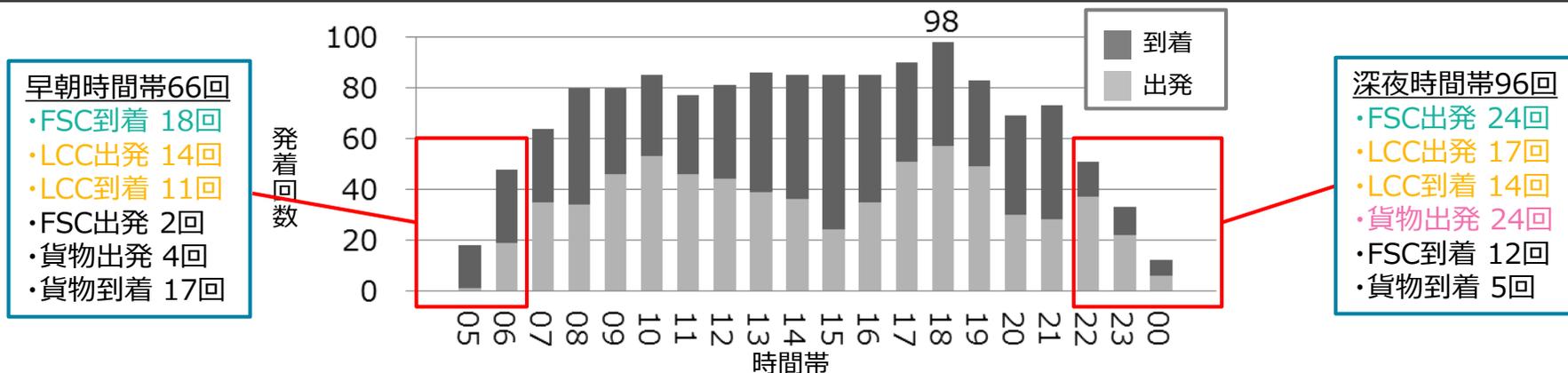
※ 成田航空機騒音インデックスA（B787、B747-8、A380、A320等）、B（B777、B767等）及びC（B737等）に適合する航空機

2.騒音コンターについて

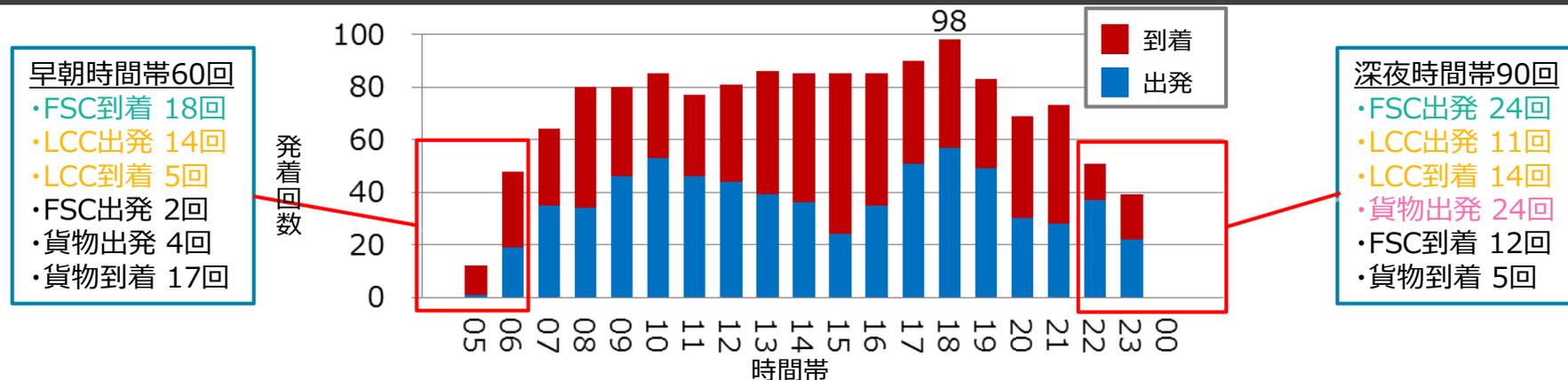
2.1 夜間飛行制限緩和策の見直し案に基づくフライトの想定について

- 前回の提案に比べて、運航可能時間を30分間短縮したことにより、深夜早朝時間帯の需要に一部応えることが出来なくなるが、この見直し案であれば、成田空港の国際競争力を確保しながら、訪日外国人旅行者・LCC・貨物便等のニーズを取り込み50万回まで成長していくことが可能と考えられる。

前回の提案（運航可能時間 5:00～1:00）



今回の見直し案（運航可能時間 5:00～0:30）

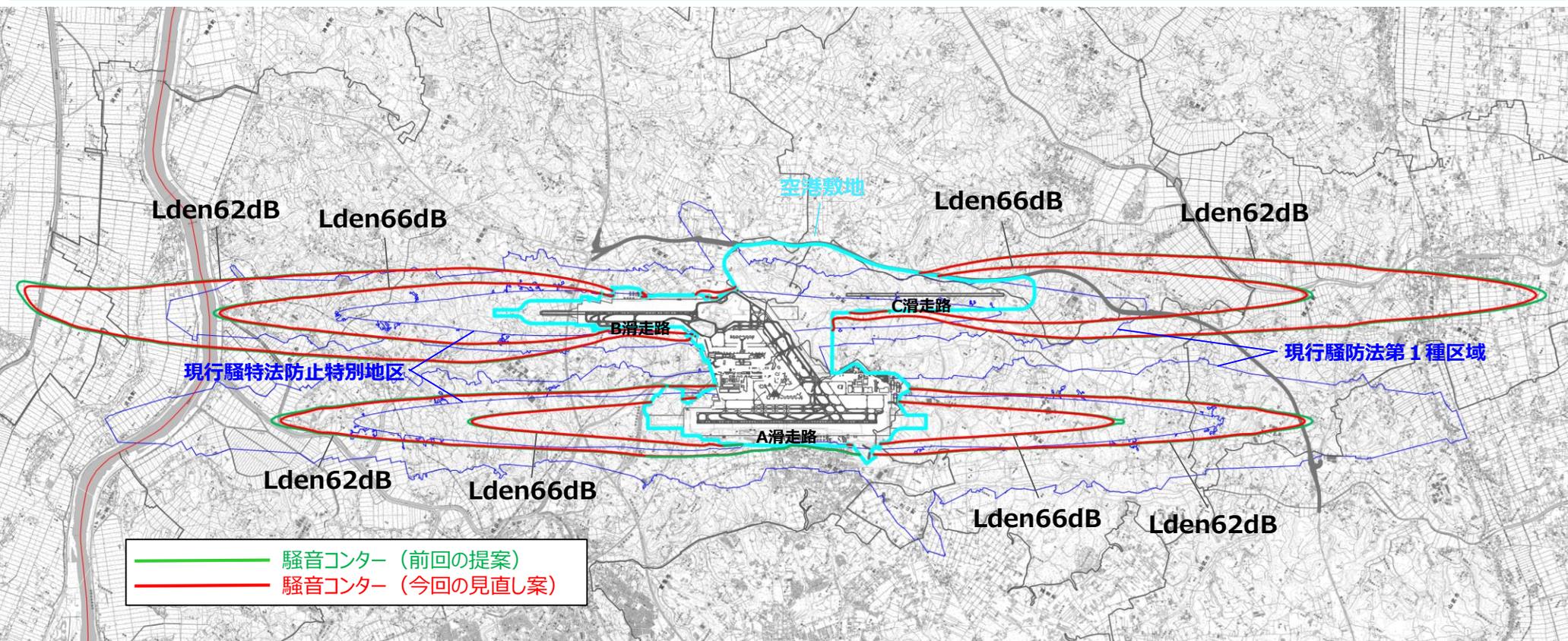


※運航可能時間は5:00～0:30としているが、地上走行等に要する時間を考慮し、0:00～0:30はダイヤ設定していない

2. 騒音コンターについて

2.2 夜間飛行制限緩和策の見直し案に基づく50万回時騒音コンター

- 夜間飛行制限の緩和の見直し案に基づく50万回時騒音コンターは以下のとおり。運航可能時間を30分間短縮したことにより、下図のとおりコンターの範囲が若干縮小することとなる。
- 騒防法及び騒特法の対策区域案については、このコンターを元に集落の一体性や地形・地物等を考慮して今後策定されることとなる。



Lden62dB = 騒防法 第1種区域 (住宅防音工事、空調機機能回復工事等への助成) に対応

Lden66dB = 騒特法 防止特別地区 (住宅、学校等の建築禁止、移転補償、土地の買入れ) に対応

3. 環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)①

- 未解決の課題として従来から強い改善要望を頂いている各項目、新たな深夜早朝対策、地域振興策について、今般、昨年9月の四者協議会後の住民説明会等で住民の皆様からいただいたご意見、また、千葉県及び成田空港圏自治体連絡協議会から頂いた「夜間飛行制限緩和の一部見直し」、「集落分断の解消」、「航空機からの落下物対策」、「空港周辺地域の均衡ある発展」についてのご要請・ご要望も反映させたうえで取りまとめた。
- それぞれ以下のような方向性で今後具体化に向けた検討及び調整を行う。 ※赤字は、これまでの提案を追加・変更した部分

項目	環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)
騒音コンター及び対策範囲の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> • 発着回数「50万回時」を前提とした騒音影響予測を行う。(防音工事・移転補償等の環境対策を、より広範な地域において実施) • 夜間飛行制限の緩和についても加味する。(見直し案に基づきコンターを作成) • 開港時に計画されていた「横風用滑走路」の整備は今後予定しないことから、現状の騒防法上の対策区域については必要な見直しを行うとともに、これと併せて、対策区域を縮小した他空港の事例を参考にしつつ、必要な経過措置を設ける。 • A滑走路側については、コンターの拡大は見込まれないものの、生活環境保全の観点から現状の対策区域を維持する。 • B滑走路南側の現状の対策区域については、C滑走路供用によりB滑走路南側での運用が終了するまでの間は、現状の対策水準を維持する。
周辺対策交付金の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 50万回コンターによる世帯数増に加え、年間着陸回数についても、空港容量に基づき算出するという考え方に改めることにより、先行的な交付総額を引き上げる。 【現行】 世帯数割：30万回、 着陸料割：23万回 (実績値) 【今後】 世帯数割：50万回、 着陸料割：50万回 (空港容量) • 交付金配分方法の見直し 一定の騒音区域に含まれる市町に対し、その財政力等も勘案した上で毎年交付金のうちの一定額を「地域振興枠」として優先交付することとし、市町が行う様々なまちづくりの取組みをより効果的に支援する。

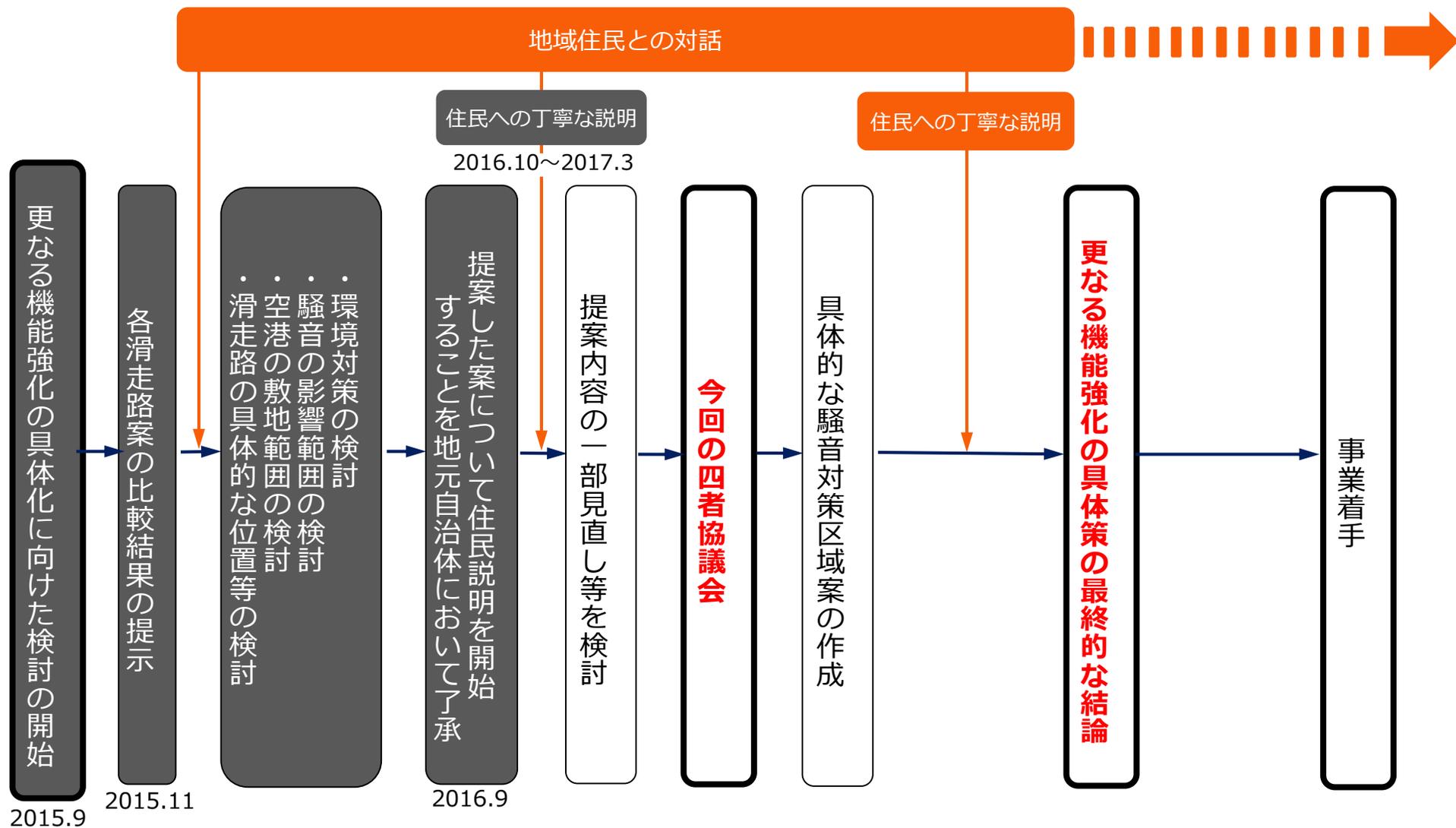
3. 環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)②

項目		環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)
落下物対策	移転対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒特法に基づく移転補償の対象となる区域について、従前以上に将来の増便を加味した騒音コンターを作成することで、結果としてより広範な範囲の設定を可能とする。 その他の落下物多発地域についても、地域共生策の充実や様々な課題解決に向けた今後の議論と併せて、どのような対応を講じていくことが可能か、引き続き関係機関とともに真摯に協議していく。
	航空機落下物被害救済支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 万が一落下物が発生した場合において、被害に遭われた方を支援する制度（落下物事案が発生した際の「見舞金のお支払い」、実損が生じた際の「立替金のお支払い」、地域住民の皆様と航空会社との間に入った「円滑なサポート」）を創設する。
防音工事の施工内容の改善	ペアガラス	<ul style="list-style-type: none"> ペアガラスについて、標準仕様に準ずるものとして、市販防音サッシ及びペアガラス代金の合計額に対して、特殊防音サッシ及び単板ガラス代金の合計額を超えない範囲内で助成する。
	世帯の人数による限度額等の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 一人世帯の住宅であっても、世帯主に子や孫がいる場合には、一時帰宅することを考慮し、その同居の有無に関わらず二人世帯とみなすことにより、防音工事の限度額等を引き上げる。
	浴室、洗面所、トイレの外郭防音化	<ul style="list-style-type: none"> 浴室、洗面所、トイレについても外郭の防音工事をする方が室内の建具を防音化するよりも合理的と認められる場合には、限度額の範囲内で外郭の防音工事を可能とする。
線引きに係る集落分断の解消		<ul style="list-style-type: none"> N A A が新たに提示した騒音コンターを前提として、従来の運用にとらわれずに柔軟に対策区域案が作成されるよう関係機関とともに検討する。

3. 環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)③

項目		環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)
深夜・早朝対策	寝室内窓(うちまど)設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の安眠を確保する観点から、夜間飛行制限緩和の実施と併せ、民家の寝室に対して、既存の防音工事に併せて概ね35dB~40dBの防音効果が見込まれる内窓を設置する。 (対象：騒特法航空機騒音障害防止地区内) 「寝室」であれば現に居住する家族の人数分の部屋に対し内窓を設置する。 ※当面の夜間飛行制限の緩和に対応するため、A滑走路の対策区域において先行的に実施する。
	寝室の壁・天井の補完工事	<ul style="list-style-type: none"> 内窓設置の効果を最大限発揮させるため、壁・天井の防音工事が行われていない場合には、一定の限度額の範囲内で、壁・天井の防音工事を行う。 ※当面の夜間飛行制限の緩和に対応するため、A滑走路の対策区域において先行的に実施する。
	深夜早朝における運航機材の制限	<ul style="list-style-type: none"> 運用時間を延長することとなる5時台及び23時以降の時間帯に運航する航空機については、低騒音機*に限定する。 * 成田航空機騒音インデックスA (B787、B747-8、A380、A320等)、B (B777、B767等)及びC (B737等) に適合する航空機
空港を活用した地域振興、まちづくりへの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 一定の騒音区域に含まれる市町に対し、その財政力等も勘案した上で毎年交付金のうちの一定額を「地域振興枠」として優先交付することとし、市町が行う様々なまちづくりの取組みをより効果的に支援する。(再掲) 成田空港周辺の地域交通のあり方等について、地域振興連絡協議会において調査を実施する。 	

4. 空港の機能強化に向けた今後の流れ



※上記に並行して環境アセスメント手続き等を実施



Narita Airport

Connecting Japan to the World